

長浜水道企業団指名型プロポーザル方式実施要綱

令和3年2月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、企業団が発注する建設工事、委託・コンサルタント業務および物品調達（以下「建設工事等」という。）のうち、特殊な施設等について、個々の業者等が有する設計技術・施工技術を一括して活用することが適当な工事を対象として、工事の特性に応じ、設計と施工の技術提案を受け施工方法、経済性、機能、品質等を評価する指名型プロポーザル方式について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 指名型プロポーザル方式の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民間の事業者の技術力等を活用することにより、工期の短縮やコスト削減等が見込める工事であって、業者が有する設計技術と施工技術を一体で活用することが適当であるもの
- (2) 標準的な施工方法等が定められている工事であって、民間の事業者が有する特殊技術を踏まえた設計を行うことが適当であるもの
- (3) 設計を行うことで施工または納入業者が限定され、入札において経済性または競争性が発揮できないもの

(対象工事の選定)

第3条 対象工事等の選定は、契約審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(発注方法)

第4条 指名型プロポーザル方式の導入にあたっては、次のいずれかの方法により実施するものとする。

- (1) 同種工事の実績等の審査により選定した提案書提出業者から提出された技術提案書の内容を精査した上で価格競争により落札者を決定する。
- (2) 同種工事の実績等の審査により選定した提案書提出業から提出された技術提案書と価格提案を一括して総合評価し、最も適切な候補者と契約を行う。
- (3) 同種工事の実績等の審査により選定した提案書提出業から提出された技術提案書と価格提案を一括して総合評価し、優先交渉業者と金額交渉により契約を行う。

(提案の募集)

第5条 発注者は、技術提案の募集に当たっては、入札公告に次の事項を明示するものとする。

- (1) 入札公告に係る工事が指名型プロポーザル方式の対象であること。
- (2) 前条各号のうち採用する方法
- (3) 発注仕様に関して発注者が示した図面および仕様書等の内容に基づき、工事の施行方法等についての技術提案書および価格提案書の提出を求めること。

(提案書提出の意思確認)

第6条 委員会は、指名入札参加資格の登録を受けている業者に対して、提案書提出の意思確認の通知を行う。

- 2 前項の通知を受けた業者は、提案書提出意思確認書に同種の工事または委託業務の施工(履行)実績を合わせて提出しなければならない。

(送付資料およびその送付方法)

第7条 前条の通知を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「送付資料」という。)を送付するものとする。

- (1) 工事の概要
 - (2) 技術資料の作成および提出に係る事項
 - (3) 実施上の留意事項
 - (4) その他契約審査委員会および工事主管課が必要と認める事項
- 2 送付資料は郵送または企業団ホームページからのダウンロードにより送付するものとする。

(提案書提出業者の選択)

第8条 委員会は、前条の提案書意思確認書により提案の意思を表明した業者の中から、対象工事の規模、内容、性質、目的ならびに当該業者の登録時の評価、地域的特性等を勘案して、技術提案書および価格提案書の提出を求める業者を選択するものとする。

(提案書の提出)

第9条 提案書を提出する建設業者が、設計・コンサルタント等の協力を得て、または学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記するものとする。

- 2 提案書の作成および提出に要する費用は、原則として提出者の負担とする。
- 3 提出された提案書は、返還および公表しないものとする。
- 4 提出された提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
- 5 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とする。

(提案書の提出内容等)

第10条 提案書の内容は、次に掲げるものの中から、対象工事の特性等に応じて委員会が選択するものとする。

- (1) 提案に係るコンセプト
- (2) 施工上の実施方針、実施手法および技術の提案
- (3) 提案した内容の採用実績
- (3) 施工計画書
- (4) 概略の図面（パース等）
- (5) 概算数量計算書
- (6) 提案に係る実施監理費および工事費の概算見積書ならびにその根拠
- (7) 対象工事施工等に係る維持管理費用
- (8) その他契約審査委員会および工事主管課が必要と認める事項

(提案内容の審査)

第11条 提案内容の審査は、委員会が行うものとする。

- 2 審査において専門的知識を必要とする場合等委員会が必要と認めるときは、学識を有する者を委員として置くことができる。
- 3 委員会が必要と認めるときは、関係職員を出席させることができる。
- 4 委員会は、提出された技術提案書および価格提案書について、設計案、施工方法、安全性、現実性、経済性およびその他委員会が認めた審議事項等の評価に基づき、当該工事について技術的に最適なものを採用し、契約担当者に答申する。
- 5 委員会は、必要に応じプレゼンテーションおよびヒアリングを実施するものとする。

(選考結果の報告)

第12条 委員長は、前条の規定により1位の者を決定したときは、ただちに契約担当者へ報告するものとする。

(決定の通知等)

第13条 契約担当者は、前条の報告に基づき契約者を決定し、契約者および2位以下であった者に結果を通知するものとする。この場合において、合計点数と順位を付すものとする。

(結果の公表)

第14条 契約担当者は、前条において契約者を決定したときは、契約者の商号または名称、合計点数および順位ならびに2位以下であった者の合計点数および順位を公表するものとする。

(その他)

第15条 この要綱で定めるもののほか、指名型プロポーザル方式に関し必要な事項は、委員会で定める。